

昭和二十八年政令第三百八十五号

(電磁波又は粒子線)

第一条 診療放射線技師法(以下「法」という。)

法律第二百二十六号)第十六条の規定に基き、この政令を制定する。

粒子線は、次のとおりとする。

- 一 電子線及び重イオン線
- 二 中性子線

(免許の申請)

第一条の二 診療放射線技師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類

を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(籍の登録事項)

第一条の三 診療放射線技師籍には、次に掲げる

事項を登録する。

一 登録番号及び登録年月日

二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者について)、氏名、生年月日

及び性別

三 診療放射線技師国家試験合格の年月

四 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の定める事項

(登録事項の変更)

第一条の四 診療放射線技師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、診療放射線技師籍の訂正を申請しなければならない。

(登録の消滅)

第二条 診療放射線技師籍の登録の消除を申請するには、申請書に申請の原因

たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 診療放射線技師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失そうの届出義務者は、三十日以内に、診療放射線技師籍の登録の消除を申請しなければならない。

(免許証の書換え交付)

第二条 診療放射線技師は、免許証の記載事項に

変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

第三条 診療放射線技師は、免許証の再交付の申請

2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添

え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請をする場合には、厚生労働大臣の

定める額の手数料を納めなければならない。

3 免許証を破り、又は汚した診療放射線技師が

第一項の申請をする場合には、申請書にその免

許証を添えなければならない。

(省令への委任)

第五条 前各条に定めるものほか、申請書及び

免許証の様式その他診療放射線技師の免許に關

して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(診療放射線技師試験委員)

第六条 診療放射線技師試験委員(以下「委員」という。)の数は、三十六人以内とする。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学校又は養成所の指定)

第七条 行政庁は、法第二十条第一号に規定する

学校又は診療放射線技師養成所(以下「学校養成所」という。)の指定を行う場合には、入学

又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(指定の取消し)

第八条 都道府県知事は、前項の規定により診療放射

線技師養成所の指定をしたときは、遅滞なく、

当該診療放射線技師養成所の名称及び位置、指

定をした年月日その他の主務省令で定める事項

を厚生労働大臣に報告するものとする。

(指定の申請)

第九条 第七条第一項の学校養成所の指定を受けよ

うとするときは、その設置者は、申請書を、行

政庁に提出しなければならない。

(変更の承認)

第十一条 第七条第一項の指定を受けた学校養成所

の指定を変更しようとする

ときは、主務省令で定める事項を変更しようとする

ときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。

(指定の申請)

第十二条 行政庁は、指定学校養成所が第七条第

一項に規定する主務省令で定める基準に適合し

なくなりつたと認めると、若しくはその設置者

ないと認めるときは、その設置者又は長に対し

て必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十三条 指定学校養成所について、行政庁の指

定の取消しを受けようとするときは、その設置

者は、申請書を、行政庁に提出しなければならぬ。

(指定取消しの申請)

第十四条 国の設置する学校養成所について、行政庁の指

定の取消しを受けようとするときは、その設置

者は、申請書を、行政庁に提出しなければならぬ。

(国の設置する学校養成所の特例)

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定め

る事項に変更があつたときは、その日から一月

以内に、行政庁に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第七

条第一項の指定を受けた診療放射線技師養成所

(以下この項及び第十二条第二項において「指

定養成所」という。)の変更の承認をしたとき、

又は前項の規定により指定養成所の変更の届出

を受理したときは、主務省令で定めるところに

より、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚

生労働大臣に報告するものとする。

(報告)

第十一条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開

始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行

政庁に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受

けたときは、毎学年度開始後四ヶ月以内に、当該

報告に係る事項(主務省令で定めるものを除

く)を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告の微収及び指示)

第十二条 行政庁は、指定学校養成所につき必要

があると認めるときは、その設置者又は長に対

して報告を求めることができる。

2 行政庁は、第七条第一項に規定する主務省令

で定める基準に照らして、指定学校養成所の教

育の内容、施設若しくは設備又は運営が適当で

ないと認めるときは、その設置者又は長に対し

て必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十三条 行政庁は、指定学校養成所が第七条第

一項に規定する主務省令で定める基準に適合し

なくなりつたと認めると、若しくはその設置者

ないと認めるときは、その設置者又は長に対し

て必要な指示をすることができる。

(指定取消しの申請)

第十四条 国の設置する学校養成所について、行政庁の指

定の取消しを受けようとするときは、その設置

者は、申請書を、行政庁に提出しなければならぬ。

(国の設置する学校養成所の特例)

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

当該診療放射線技師養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない。

ものとする。ただし、当該診療放射線技師養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、

当該診療放射線技師養成所の所管大臣により、行政庁に協議し、その承認を受けるものとする。

申請書を、行政書面により、行政庁に提出しなければならない。

所管大臣

申し出るものとする。

所管大臣

第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条
項第二指	項第一指	項第一指	項第一指	項第一指	項第一指	項第一指
設置者又は長	所管大臣	所管大臣	所管大臣	所管大臣	所管大臣	所管大臣
に適合しなくなつたと認めるとき						
つたと認めるとき						
き、若しくはそ						
の設置者若しく						
は長が前条第二						
項の規定による						
指示に従わない						
とき						
申請るものとする						
申請						
前条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条
設置者	申請書を、行政	申請書を、行政	申請書を、行政	申請書を、行政	申請書を、行政	申請書を、行政
に提出しなけ	書面により、行政	書面により、行政	書面により、行政	書面により、行政	書面により、行政	書面により、行政
ればならない	申し出るものとする	申し出るものとする	申し出るものとする	申し出るものとする	申し出るものとする	申し出るものとする
(主務省令への委任)	所管大臣	所管大臣	所管大臣	所管大臣	所管大臣	所管大臣
第七条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に関する必要な事項は、主務省令で定める。(行政庁等)	当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第七条						
から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に関する必要な事項は、主務省令で定める。(行政庁等)	第七条	第七条	第七条	第七条	第七条	第七条
この政令における行政庁は、法第二十一条第一号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同号の規定による診療放射線技師養成所の指定に関する事項については都道府県知事とする。						
この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。						
(画像診断装置)						
一 磁気共鳴画像診断装置	二 超音波診断装置	三 眼底写真撮影装置(散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。)	四 核医学診断装置	五 事務の区分	六 第一条の二、第一条の四第二項、第二条第一項、第三条第二項及び第四条第一項の規	七 第二条第一項、第二条第二項及び第二条第三項の規

定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十

附 則（平成二年六月七日政令第三〇九号）抄

それぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなけれ

それぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなけれ